

# 市電・市バスの事故・トラブル情報の公表について (令和8年2月分)

## ○ 市 電

□重大な軌道運転事故（軌道事故等報告規則第3条第1項（速報）に該当するもの）

- ・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、上記以外のもの

- ・道路障害（5件）

	概 要	場 所
1	【道路障害】 相手車が電車の進行先直前で軌道敷内に右折進入したため、接触したものの。	二官橋通り交差点 (2系統上り)
2	【道路障害】 相手車が電車の進行先直前で軌道敷内にUターン進入したため、接触したものの。	朝日通停留場～ 市役所前停留場 (1系統上り)
3	【道路障害】 相手車が電車の進行先直前で軌道敷内に右折進入したため、接触したものの。	郡元停留場～ 中郡停留場 (2系統上り)
4	【道路障害】 交差点内で残留となった電車が進行の際、横断歩道上を走行してきた自転車と接触したものの。	いづろ中央交差点 (2系統下り)
5	【道路障害】 相手車が電車の進行先直前で軌道敷内に右折進入したため、接触したものの。	新屋敷交差点 (1系統下り)

**自動車等が右折する際、軌道敷内に進入するときに最も危険です。  
軌道敷内に進入する際は、必ず後方確認を十分に行ってください。**

## ○ 市 バ ス

□重大な自動車事故（自動車事故報告規則第4条（速報）に該当するもの）

- ・該当ありませんでした。

□輸送の安全に係るもので、自動車事故報告規則第3条（報告書の提出）に該当するもの  
(上記を除く)

- ・該当ありませんでした。

**バスの発進・停止時は大変危険ですので、車内ではなるべくご着席いただき、  
やむを得ずお立ちの時は、手すりなどにしっかりとおつかまりください。**